



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

北村 修一郎

【はじめに】

今年度副会長を務めます北村修一郎です。原稿を執筆している今日までに4月のスタートから3週間が経過しました。執行役員会は第4回までが終了しました。

副会長の準備は、毎週1回開催される次年度会務検討委員会で前年10月から始まります。古谷会長と我々も、本年度の事業計画、予算、各委員会や附属機関への諮問、審議委嘱、委嘱事項を纏めるため、3月最終週まで次年度会務検討委員会を続けて参りました。

4月1日の役員室での顔合わせは、責任の重さから緊張感を伴うものでした。早速、執行役員会が始まり、執行理事の選任、常務の委嘱を行い、続けて、附属機関及び委員会の委員選任と諮問、審議委嘱、委嘱事項等を議決していきます。その内容は次年度会務検討委員会で詳細に詰められていますので審議は早いです。また、附属機関の事業計画も、事前に次年度会務検討委員会で議論されたものを、さらに執行役員会で審議し承認を議決します。その他、初日は特許庁、最高裁判所、知的財産高等裁判所、東京地方裁判所、法務省、日弁連等、他団体に対して役員就任の挨拶に回ります。

第2週目からは委員会の立ち上げが続きます。第1回の委員会で、今年度の日本弁理士会の事業計画案を説明し、委員長を選任し、委員会に諮問、審議委嘱、委嘱事項等を説明していきます。

以下に、私、北村が担当する機関について、簡単に説明し、活動状況を報告させていただきます。

【弁理士法改正委員会】

まずは、一番ホットな話題ということで、この委員会から説明、報告させていただきます。

弁理士制度は知的財産権制度を通じて経済及び産業

の発展を目的としますが、その目的のためには時代の変化に応じて弁理士制度もその形を変えていかなくてはなりません。弁理士法改正委員会は、弁理士制度のあるべき姿を見据え、弁理士制度を規定する弁理士法について、改正すべき事項を検討し、提案し、改正に向けた活動を支援する委員会です。

平成25年の産業構造審議会に対する古谷会長と小島前副会長の働きかけ、弁理士政治連盟の後押し等、沢山の人の皆様のご尽力によって、弁理士法は、特許法、意匠法、商標法のそれぞれ一部改正案とともに東海法案として参議院先議となり、4月2日に参議院を通過しました。4月18日、衆議院の経済産業委員会の審議を通過し（4月25日）改正弁理士法が成立しているでしょうから、本パテント誌発行の時点では7月1日の弁理士の日を前にして、改正弁理士法を会員や外部に対して周知する広報活動に追われることになります。

改正弁理士法の中心は、使命条項であると考えています。「弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。」という文言です。日本の経済、産業を知的財産制度を使って発展させて欲しい、という願いと、そのためには知的財産に関する専門家たる弁理士に対して、積極的に踏み込んだ活躍を期待するという激励が込められているのをひしひしと感じます。

日本の経済、産業を知的財産制度を使って発展させるための政策提言も、この使命条項に恥じないように、タイムリーに説得力のあるものを日本弁理士会として出していただければなりません。

本年度の弁理士法改正委員会は、改正弁理士法の意義及び内容の検討、弁理士法改正内容についての会員

への周知，さらに次の弁理士法改正で目指すものの検討等を行います。

【広報センター】

会則第150条の3の2第2項に、「広報センターは、知的財産の保護及び弁理士業務に関して本会の広報活動を継続的かつ統一的行い、もって知的財産制度の発展に寄与することを目的とする。」と広報センターの目的が記載されています。

弁理士の業務は知的財産の保護であり、それにより依頼者に経済的利益をもたらす、産業の発展を促進するものです。しかし、中小企業に目を向けると、知的財産制度、弁理士制度はまだ周知には至っておらず、特許制度を利用すれば知的創造サイクルによりさらに大きく育つ発明が眠っていたりします。また、日本弁理士会は、会員から集めた会費の一部を使って社会貢献のための支援活動を行っています。しかし、この事実も世の中に広く知れ渡っているとは言えません。

本年度は、改正弁理士法で使命条項が弁理士法に規定された年、ということで、弁理士が使命を遂行するためにあるべき広報活動を考えて行きたいと思えます。外部に対する情報発信を特に強化します。

【中央知的財産研究所】

会則第149条第2項に、「中央知的財産研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的とする。」と中央知的財産研究所の目的が記載されています。

中央知的財産研究所は、日本弁理士会の知的財産に関するシンクタンクです。改正弁理士法の使命条項からも、弁理士が知的財産に係る制度の適正な運用に寄与することを期待されています。タイムリーに説得力のある政策提言を日本弁理士会から発信するためにも、中央知的財産研究所の活動が大きな役割を果たします。また、中央知的財産研究所の研究成果は全弁理士の個々のレベルアップに役立つものですから、知的

財産による経済、産業の発展につながります。

第1回の運営会議が4月14日に開催され、今年度の研究部会も順次スタートしております。

【企業弁理士知財委員会】

企業弁理士知財委員会は、企業弁理士の存在価値を高めることを目標とする委員会で、企業弁理士のスキル向上を図るためのプログラムを開発、提供しています。そのために、企業弁理士が企業の知財活動でリーダーシップを発揮するのに必要なノウハウの提供や、人脈形成のための交流活動を行っています。企業の知財活動でリーダーシップを発揮する企業弁理士と、企業の代理人として活躍する特許事務所の弁理士とが力を合わせることで、知的財産制度を最大限活用し、企業を活性化させ、産業及び経済の発展に導きます。

委員会は、企業弁理士が参加しやすいように18時30分のスタートです。10月には企業弁理士研修プログラムのテキストのコンテンツが完成する予定です。

【知財活用推進委員会】

知的財産権・知的資産の資金化ルートの構築についての調査・研究・企画や、知財流通・流動化窓口の運営についての企画・検討・実行を行っています。日本弁理士会ホームページの会員専用エリアに受付窓口を設置した流動化事務局を試験的に運用しています。本年度の第1回委員会開催間近です。

【知財戦略本部対応WG】

政府の知的財産戦略本部の本部員と、検証・評価・企画委員をサポートするためのWGです。主張すべき意見や政策等を知的財産戦略本部の会議開催の前に検討します。

【その他】

監事会・総会において、会務の説明を担当します。また全国9支部のうち、私自身が属する近畿支部を担当します。

【むすび】

今回与えていただきました副会長という役割を通して、弁理士のあるべき姿を考えていきたいと思えます。ご支援賜りますよう、お願い致します。